

令和6年度 第1回半田市介護保険運営協議会 会議次第

日 時：令和6年7月19日（金）

13時30分～15時30分

場 所：半田市役所 大会議室

1 はじめに

(1)委嘱状伝達

(2)委員紹介

(3)介護保険運営協議会について【資料1】

(4)高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について【第9期介護保険事業計画、資料2】

(5)会長選出

2 議事

(1)令和6・7度半田市介護保険運営協議会の運営について

①専門部会について【資料3】

②開催予定について【資料4】

(2)半田市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の実績報告について【資料5】

(3)半田市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の取り組みについて【資料6】

3 報告

(1)地域包括ケアシステム推進体制 関係部会等の動き

①生活支援介護予防・生活支援協議会

令和6年度テーマ「介護保険外サービスの発掘、情報の見える化」

②半田市包括支援センター運営協議会

半田市包括支援センターの今後の体制について【資料 7】

4 その他

【次回開催予定】令和7年3月17日（月）

13時30分～

半田市役所大会議室

第13期半田市介護保険運営協議会委員名簿

番号	新 再	氏 名	所 属 団 体 等	役 職 等	部 会
1	新	ちゅうじょう たけひで 中條 武秀	半田市医師会	会 長	関係機関代表者
2	新	むらい ゆうすけ 村井 裕介	半田歯科医師会	公衆衛生部 理事	〃
3	再	はっとり さとし 服部 聡	知多薬剤師会	副会長	〃
4	再	ひじかた やすひろ 土方 靖浩	半田市介護認定審査会	会 長	〃
5	再	かとう きんきち 加藤 金吉	半田市社会福祉協議会	会 長	〃
6	再	しのざき まこと 篠崎 誠	半田市民生委員児童委員協議会	成岩地区会長	〃
7	再	もり くにひろ 森 邦弘	半田市老人クラブ連合会	会 長	〃
8	再	はやし ゆたか 林 豊	認知症のひと家族の会 愛知県支部	世話人	〃
9	再	かとう ひろし 加藤 博史	半田市介護予防・生活支援協議会	委 員	〃
10	再	もりかわ たけひこ 森川 武彦	知多中・南部居宅サービス事業者連絡会	施設代表	〃
11	新	いしざわ しんご 石澤 慎吾	知多中・南部居宅サービス事業者連絡会	在宅代表	〃
12	再	やまざき ひでかず 山崎 秀和	半田市居宅介護支援事業所連絡協議会	会 長	〃
13	新	おかど きょうこ 岡戸 京子	地域訪問看護ステーション協議会	会 員	〃
14	再	いわはし ひらたけ 岩橋 平武	半田市シルバー人材センター	事務局長	〃
15	再	いとう だいすけ 伊藤 大介	日本福祉大学 社会福祉学部	講 師	学識経験者
16	新	やまざき ち か 山崎 千佳	愛知県半田保健所 健康支援課	課 長	関係行政機関職員
17	新	オガサワラ ジュン 小笠原 潤	半田公共職業安定所	所 長	関係行政機関職員
18	再	サカキバラ かおる 榊原 かおる	一般公募	-	市民の代表
19	再	モグチ スズコ 江口 澄子	一般公募	-	〃
20	新	ニイミ 新實 ゆかり	一般公募	-	〃

※ 敬称略、順不同

「新」…新任委員 「再」…第13期からの再任委員

委嘱期間:令和6年6月26日から令和8年6月25日

半田市介護保険条例（抜粋）

平成12年3月31日条例第21号

第5章 介護保険運営協議会

（設置）

第13条 介護保険の運営が、円滑かつ適切に行われ、市民の意見を十分反映したものとなるよう、その基本方針及び諸課題を調査審議するために、半田市介護保険運営協議会を置く。

第6章 雑則

（規則への委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

半田市介護保険運営協議会規則

平成12年3月31日規則第15号

（趣旨）

第1条 この規則は、半田市介護保険条例（平成12年半田市条例第21号）第14条の規定に基づき、半田市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- 一 介護保険事業計画及び老人保健福祉計画の改定に関する事項
- 二 介護保険に関する条例、規則の制定及び改廃に関する事項
- 三 介護保険特別会計の運営及び保険料の改定に関する事項
- 四 介護サービスの向上及び苦情処理に関する事項
- 五 介護保険地域密着型サービスの運営に関する事項

地域包括ケア
システム推進部会

地域密着型サービス部会

- 六 前各号に掲げるもののほか、市の介護保険に関する施策の実施状況の調査その他重要事項

（組織）

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 市民の代表
- 三 関係機関の代表者
- 四 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が必要に応じて招集し議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(専門部会)

第6条 協議会に、介護保険地域密着型サービスの運営等、専門の事項を調査審議するために、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員及び部会長は、会長が指名する。

3 専門部会は、部会長が必要に応じ招集し議長となる。

(関係者の出席)

第7条 協議会及び専門部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉部高齢介護課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

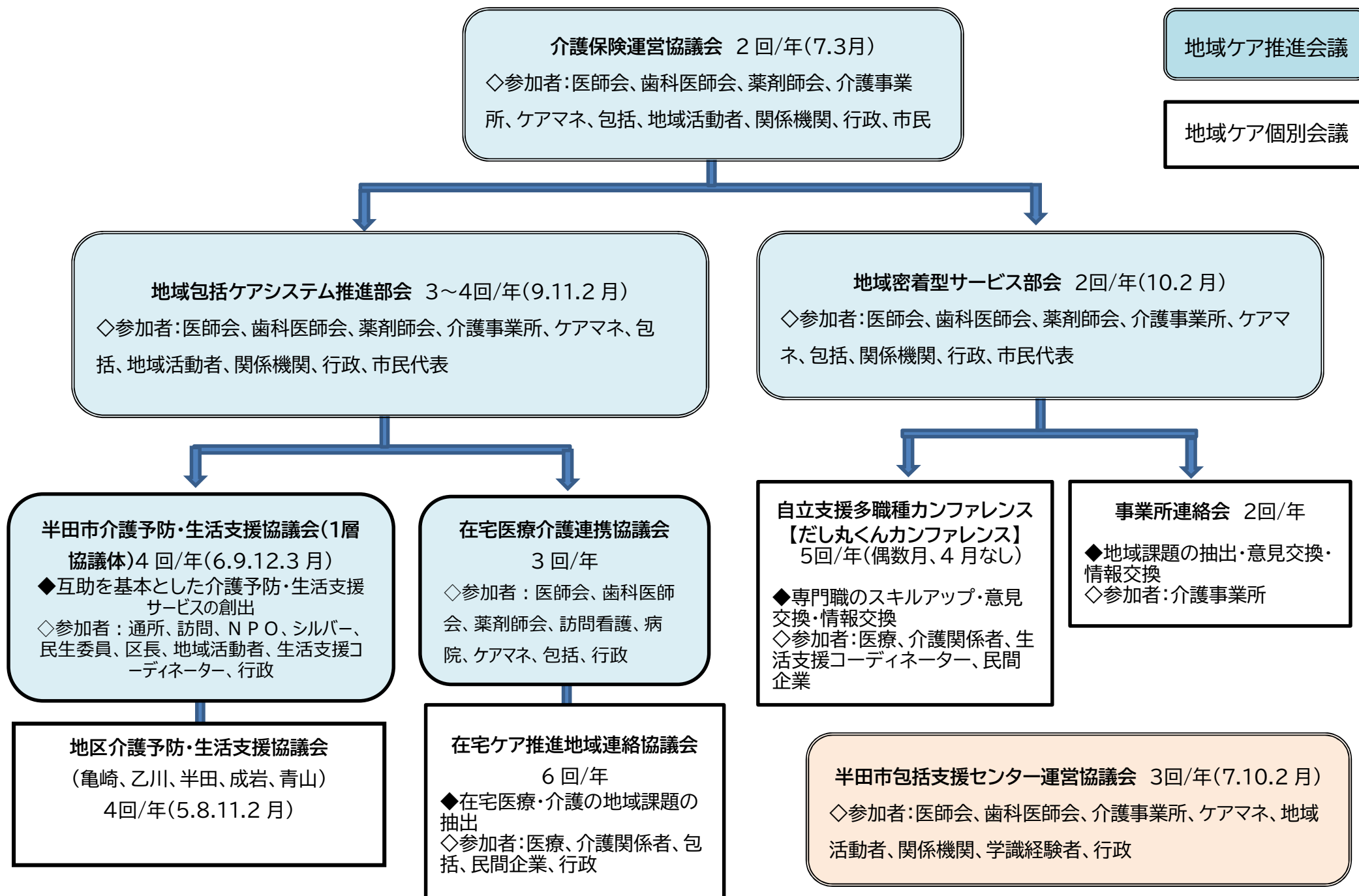
附 則 (平成18年3月31日規則第28号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年2月27日規則第4号)抄

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

＜令和6年度 地域包括ケアシステム推進体制について＞



令和 6 ・ 7 年度専門部会の設置

◆地域密着型サービス部会（7名）

計画策定時：地域密着型サービスはじめ介護保険事業所の整備検討
 その他：地域密着型サービスの公募に係る選定など

【部 会 員】

- | | |
|--------------------|--------|
| ○ 知多薬剤師会 | 服部 聡 |
| ○ 半田市介護認定審査会 | 土方 靖浩 |
| ○ 半田市民生委員児童委員協議会 | 篠崎 誠 |
| ○ 半田市老人クラブ連合会 | 森 邦弘 |
| ○ 居宅サービス事業者連絡会（在宅） | 石澤 慎吾 |
| ○ 半田保健所 健康支援課 | 山崎 千佳 |
| ○ 市民の代表 | 榊原 かおる |

◆地域包括ケアシステム推進部会（12名）

計画策定時：介護保険事業計画の策定に関する検討（施設整備除く）
 その他：地域包括ケアシステムの推進に係る施策の検討

【部 会 員】

- | | |
|---------------------|--------|
| ○ 半田歯科医師会 | 村井 裕介 |
| ○ 半田市社会福祉協議会 | 加藤 金吉 |
| ○ 半田市介護予防・生活支援協議会 | 加藤 博吏 |
| ○ 認知症の人と家族の会 愛知県支部 | 林 豊 |
| ○ 居宅サービス事業者連絡会（施設） | 森川 武彦 |
| ○ 半田市居宅介護支援事業所連絡協議会 | 山崎 秀和 |
| ○ 地域訪問看護ステーション協議会 | 岡戸 京子 |
| ○ 半田市シルバー人材センター | 岩橋 平武 |
| ○ 日本福祉大学 | 伊藤 大介 |
| ○ 半田公共職業安定所 | 小笠原 潤 |
| ○ 市民の代表 | 江口 澄子 |
| ○ 市民の代表 | 新實 ゆかり |

令和6年度 半田市介護保険運営協議会 開催予定について

○令和6年度（年2回）

第1回 令和6年 7月19日（金）

- ・第8期計画実績報告
- ・第9期計画の取り組みについて

第2回 令和7年 3月17日（月）

- ・第9期計画 令和6年度実績報告

部会の開催について

○地域密着型サービス部会（年2回）

第1回 令和6年10月 4日（金）14時～

第2回 令和7年 2月 7日（金）14時～

○地域包括ケアシステム推進部会（年3回）

第1回 令和6年 9月19日（木）14時～

第2回 令和6年11月28日（木）14時～

第3回 令和7年 2月 5日（水）14時～

半田市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 概要版

【半田市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画本編の閲覧について】
 ○市のホームページ（右のQRコード参照）で閲覧できます。
 ○ご希望の方には印刷したものを郵送させていただきます。
 ≪連絡先：半田市高齢介護課 0569-84-0649≫



1 計画の策定の背景と目的

日本の高齢者人口（65歳以上人口）は近年一貫して増加しており、令和元（2019）年10月1日現在の高齢化率は28.4%となっています。今後も、高齢者人口はますます増加し、特に後期高齢者人口（75歳以上人口）が急増することが予測されています。

国においては、団塊の世代が75歳になる令和7（2025）年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の一層の推進を図ることとしています。

半田市では、高齢者福祉に関する施策を総合的に推進するため、3年を1期とする「半田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しており、令和2年度には、半田市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の計画期間（平成30年度～令和2年度）が終了します。

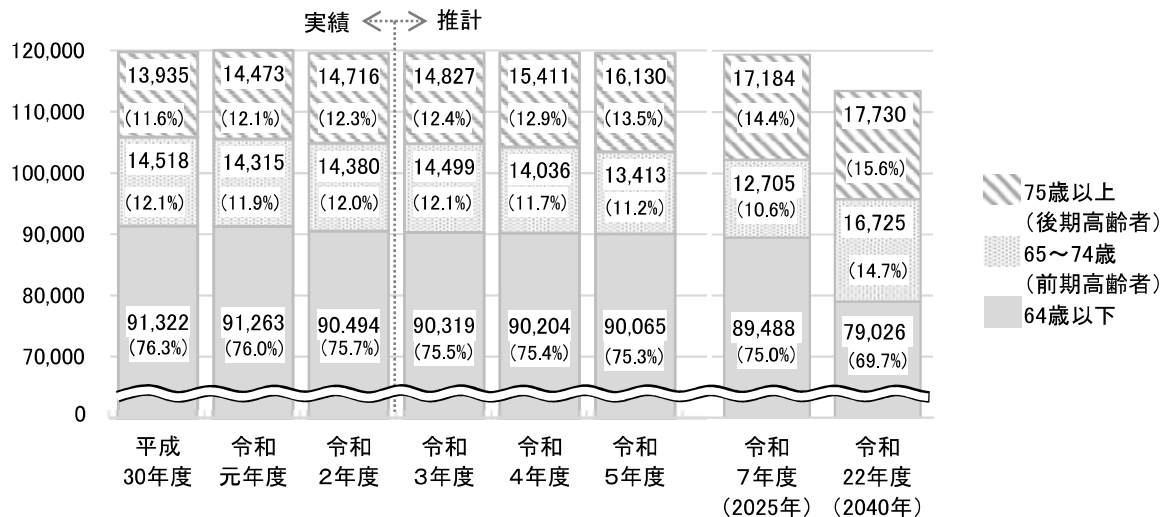
本計画は、本格的な超高齢社会に対応できる「地域包括ケアシステム」の推進を目指す重要な計画となるため、国や愛知県の動向を踏まえつつ施策の実施状況や効果を検証した上で計画を策定し、高齢者の福祉に関する施策を総合的に推進していきます。

2 計画の期間

本計画の対象期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とし、前計画での目標や具体的な施策を踏まえ、令和7（2025）年及び現役世代が急減する令和22（2040）年までの中長期的な視野に立った見通しを示しています。

平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
＜中長期的な見通し＞								
第7期計画 2018～2020			第8期計画（本計画） 2021～2023			第9期計画 2024～2026		

3 人口の推移と推計

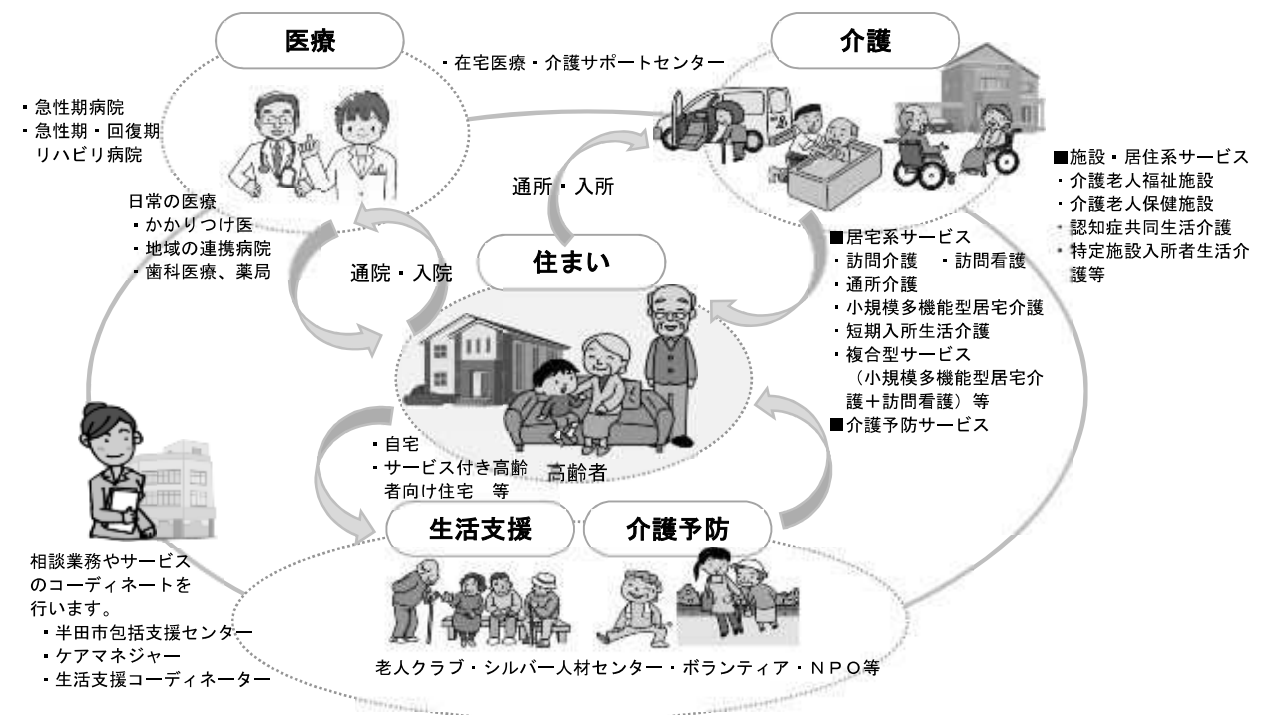


資料：＜実績＞住民基本台帳
 ＜推計＞半田市による推計値（各年度9月末現在）

4 基本理念

本計画では、引き続き地域包括ケアシステム構築に向けた推進を目的とし、これまでの基本理念を引き継ぎ、達成のための各施策を推進します。

【基本理念】 住み慣れた地域で、支えあい、安心して暮らせるまちづくり ～地域包括ケアシステムの推進～



5 基本方針

「半田市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」では、5つの基本方針に基づき、事業体系を整理しました。第8期計画では、より市民に身近な単位での事業体系に再編するため、高齢期のライフステージごとに6つの基本方針を設定し、それぞれの施策に取り組みます。

基本方針Ⅰ 元気にいきいきと暮らす

高齢者が元気にいきいきと暮らすため、健康でかつ病気を予防して、長生きできるよう介護予防を促進します。そして、仲間づくりや生きがいづくり、高齢者が社会で活躍する地域づくりを進め、高齢者の社会参加を後押ししていきます。

【施策目標】

- 1 介護予防の推進
- 2 生きがいづくりと社会参加の促進

基本方針Ⅱ 年を重ねても安心して暮らす

高齢になっても、住み慣れたまちで安心して暮らすことができるように、生活をサポートするための福祉サービスを提供します。また、住民相互の支え合いや、地域の見守りに関する取組などを通じて、様々な角度から高齢者の生活を支援していきます。

【施策目標】

- 1 安心して暮らし続けるための支援
- 2 住民相互の支え合い
- 3 地域における見守りと災害時の支援

基本方針Ⅲ 認知症になってもやさしさの中で暮らす

超高齢社会を迎え、認知症がより身近なものとなる中、認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、ご本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で、認知症とともに自分らしく暮らし続けることができるまちづくりを進めます。

【施策目標】

- 1 認知症に理解の深い地域づくり
- 2 認知症の発症と進行を遅らせる予防の推進
- 3 認知症とともに暮らすまちづくり

基本方針Ⅳ 支援が必要となったときの介護サービス

介護保険制度においては、利用者がサービス提供事業者と契約を締結し、サービスを利用する形が基本となるため、サービスの質を見極めるなど、利用者の主体的関与が重要となります。そのため、利用者のみなさんが安心して多様なサービスを利用できるように、サービスの質の向上に取り組み、円滑に利用できる環境づくりを進めます。

【施策目標】

- 1 介護保険サービスの供給体制の整備
- 2 介護保険制度の普及
- 3 介護給付の適正化
- 4 介護サービス事業所との連携強化

基本方針Ⅴ 住み慣れたまちで最期まで

病院・診療所以外の場所において提供される医療を指す「在宅医療」と自宅等で生活全般のケアを行う「介護」との連携を進めます。多職種連携のチームケアを推進し、最期まで在宅で暮らし続けることができるよう支援します。

【施策目標】

- 1 在宅医療と介護の連携推進
- 2 多職種連携によるチームケアの推進
- 3 権利擁護に向けた取組

基本方針Ⅵ 人生のどの段階でも切れ目のない支援

高齢者が人生のどの段階でも自分らしい暮らしを続けることができる地域包括ケアシステムの推進に向けて、関係者間で実態や課題を分析できる環境づくりを推進します。

【施策目標】

- 1 地域包括ケアシステムのさらなる推進
- 2 地域包括ケアシステム構築の「見える化」

6 所得段階別保険料

第8期介護保険 基準保険料 67,200円／年（5,600円／月）

所得段階	対 象 者	基準額に 対する割合 (保険料率)	年額保険料
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が [※] 80万円以下の人	0.3 (0.45)	20,160円 (30,240円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	0.5 (0.69)	33,600円 (46,370円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える人	0.7 (0.75)	47,040円 (50,400円)
第4段階	世帯の中に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.83	55,780円
第5段階 (基準額)	世帯の中に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が [※] 80万円を超える人	1.00	67,200円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.15	77,280円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.35	90,720円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.65	110,880円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	1.80	120,960円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	2.00	134,400円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上1,000万円未満の人	2.10	141,120円
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	2.30	154,560円

※第1～3段階の保険料の（ ）内は、公費による保険料軽減措置実施前の保険料率及び保険料額を表しています。

【お問い合わせ】
半田市福祉部高齢介護課
〒475-8666 愛知県半田市東洋町二丁目1番地
電話 0569-84-0649

【基本方針Ⅰ 元気にいきいきと暮らす】

第8期介護保険事業計画に記載の内容			R5年度(年度末実績)		
現状と課題	第8期における具体的な取組	目標(事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
①【保健事業と介護予防等の一体的実施】 高齢者が元気にいきいきと暮らすため、加齢による心身の多様な課題（フレイル等）を早期に発見し、介護予防に取り組む。	高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施 高齢者の心身の多様な課題に対応し、より効果的・効率的な支援を実施するため、後期高齢者健康診査の事後指導と介護保険の介護予防等を一体的に実施する。	●令和4年度 ○個別支援（ハイリスクアプローチ） 対象見込み数 230人 ○通いの場等への健康講座や健康測定（ポピュレーションアプローチ） 実施見込み数 59回 ●令和5年度 ○個別支援（ハイリスクアプローチ） 対象見込み数 300人 ○通いの場等への健康講座や健康測定（ポピュレーションアプローチ） 実施見込み数 83回	●令和4年度実績 ○個別支援実施数 197人 ○健康講座・健康測定 71回 ●令和5年度実績 ○個別支援実施数 230名 ○健康講座・健康測定 149回	A	個別的支援では、健診受診なし、介護認定なし、医療受診なしの、いわゆる「健康状態不明者」を対象に、アンケートや個別訪問にて心身の健康面や生活状況を把握し、必要に応じて医療や介護につなぐ。ハイリスク群と想定した「健康状態不明者」は、令和4年度から2年間でおおむね把握できたため、今後は主に75～77歳を対象に未受診者対策と併せて継続する。さらに、フレイル予防において重要である低栄養の予防、透析導入減少のため慢性腎臓病（CKD）対策を実施する予定である。 また、広く介護予防・フレイル予防を推進するため、引き続き、医療専門職が地域の通いの場等へ積極的に関与していく。 <参考> ○令和3年度後期高齢者健診 受診者8,550人（受診率56.05%） ○令和4年度後期高齢者健診 受診者9,089人（受診率57.73%） ○令和5年度後期高齢者健診 受診者9,402人（受診率57.38%）
②【通いの場（げんきスポット）活動支援事業】 新しい感染症の拡大防止に配慮しつつ高齢者の社会参加を促進する。趣味活動やスポーツ、生涯学習など、人との交流や通いの場を通じた仲間づくりや生きがいづくりを支援する。	地域住民が介護予防のために活動する通いの場「げんきスポット」の運営を補助する。	●令和3年度見込 214団体 ●令和4年度見込 214団体 ●令和5年度見込 210団体	●令和3年度実績 200団体 ●令和4年度実績 210団体 ●令和5年度実績 195団体	A	令和6年度に向けて要支援者等に重症化予防を行う団体への補助が拡充できるよう補助制度を改正する。
③【通所型サービスB（地域支え合い型）】 新しい感染症の拡大防止に配慮しつつ高齢者の社会参加を促進する。趣味活動やスポーツ、生涯学習など、人との交流や通いの場を通じた仲間づくりや生きがいづくりを支援する。	ボランティアグループが体操、レクリエーションを行っている。要支援の認定を受けた方などが機能回復のために参加する。	●令和3年度見込 45団体 ●令和4年度見込 46団体 ●令和5年度見込 43団体	●令和3年度実績 40団体 ●令和4年度実績 35団体 ●令和5年度実績 26団体	B	令和6年度に向けて要支援者等に重症化予防を行う団体への補助が拡充できるよう補助制度を改正する。

自己評価

数値目標があるものは、達成率により評価

（A：80%以上、B：60～79%、C：30～59%、D：29%以下）

達成率が出しにくい場合や数値目標を設定していない場合は次の指標で評価

（A：達成できた、B：概ね達成できた、C：達成はやや不十分、D：全く達成できなかった）

【基本方針Ⅱ 年を重ねても安心して暮らす】

第8期介護保険事業計画に記載の内容			R5年度(年度末実績)		
現状と課題	第8期における具体的な取組	目標(事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
①【配食サービス事業】 コロナ禍の収束に伴い外出が増えたことから、前年と比べ利用者数、配食数が減少した。	・昼食を配達することで、調理が困難で外出ができない高齢者の低栄養を防ぎ、安否確認を行う。	※目標値は設定しない	対象者要件に照らし合わせ適切に要件の可否判断を行い、事業実施できた。 ●令和3年度実績 年間平均利用者数 84人 延べ配食数 16,838食 ●令和4年度実績 年間平均利用者数 76人 延べ配食数16,618食 ●令和5年度実績 年間平均利用者数 78人 延べ配食数15,888食	—	病状の回復等により対象者でなくなった利用者がそのまま利用をしていないか確認するため、申請から一定期間経過後に再アセスメントする必要がある。
②【訪問収集事業】 需要が高く、利用者数が前年度より10%増加している。	・自力でごみステーションまでごみを持ち出すことが困難で、親族等の協力を得ることができない世帯に、クリーンセンターが訪問収集に伺う。 ・令和4年度から広域組合(半田市、常滑市、武豊町)での実施。	※目標値は設定しない	対象者要件に照らし合わせ適切に要件の可否判断を行い、事業実施できた。 ●令和3年度実績 利用者数(年度末) 203人 ●令和4年度実績 利用者数(年度末) 248人 ●令和5年度実績 利用者数(年度末) 274人	—	病状の回復等により対象者でなくなった利用者がそのまま利用をしていないか確認するため、申請から一定期間経過後に再アセスメントする必要がある。
③【生活支援コーディネーターとの地域づくり】 身近な住民同士がちょっとした助け合いや見守り等を行いやすい仕組みづくりが必要である。	介護予防・生活支援協議会の開催 第1層：市全体を統括する協議体 第2層：日常生活圏域(＝中学校区)ごとに置かれる協議体	住民、ボランティア、地域の助け合い組織などによって生活支援や介護予防が提供される地域づくりを目指し、生活支援コーディネーターを中心に地域課題、ささえあい活動の推進について協議を行う。	1層、2層の介護予防・生活支援協議会を予定通り開催。 R4・5年度は、広い世代で参加できるイベントとして、神社やお寺でのマルシェの実施、ごみを拾いながらウォーキングするプロギング、多世代で交流し地域を知るまちあるきを開催した。	A	サロンや便利屋さんといったいわゆる「サービス」だけではなく、高齢者を活動的にするものはすべて資源と捉えて、生活支援を進めていく必要がある。
④【訪問型サービスB(生活支援型)】 ヘルパーによる需要が高く、ボランティアによる生活支援が定着していない。また、研修受講者は個別での訪問の不安から活動を躊躇する傾向にあり活動が広がらない。	ボランティアなどによる掃除、買物、ゴミ出し、傾聴などの簡単な生活支援を行う。 (主に事業対象者、要支援の認定を受けた方)	サポーター、利用者ともに拡充を目指す。	・地域ささえあい活動の枠組みの中で、支える側の人材育成として、ちよいサボ養成講座を開催。 ●サポーター登録者(令和5年度末時点) 傾聴部門 25人 ちよいサボ部門 23人 ●令和3年度利用実績 利用人数 24人 ●令和4年度利用実績 利用延人数 231人 ●令和5年度利用実績 利用延人数 248人	A	サポーターは養成講座により増えつつある。利用者については、令和4年度から傾聴を支援内容に追加したことで、傾聴部門は伸びたが、ちよいサボ部門の利用が伸びないのが課題。利用者の増加を目指して、PR等周知方法を検討する必要がある。
⑤【訪問型サービスB(地域支え合い型)】 ボランティアの高齢化、新たな担い手が少なく活動の継続に不安が大きい。	地域のボランティア団体などが電球交換等のちょっとした困りごとや草刈などの生活支援を行う。 (主に事業対象者、要支援の認定を受けた方)	お助け隊を補完する仕組みを検討し、拡充を目指す。	●令和3年度実績 利用延人数 95人 ●令和4年度実績 利用延人数 235人 ●令和5年度実績 利用延人数 160人	B	お助け隊で不足する部分を補完できるように、ちよいサボ制度を浸透させていきたい。利用者の増加を目指して、PR等周知方法を検討する必要がある。

【基本方針Ⅲ 認知症になってもやさしさの中で暮らす】

第8期介護保険事業計画に記載の内容			R5年度(年度末実績)		
現状と課題	第8期における具体的な取組	目標(事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
①【認知症サポーター養成講座】 認知症は誰もがなる病気であることを周知するとともに、認知症に対する知識と理解が市民全体に広まるよう、認知症に関する普及啓発の推進を図る。	若年性認知症を含む認知症に関する知識、認知症状を有する人への対応方法等について認知症サポーター養成講座を開催する。	●令和3年度 講座開催数 15回 受講者見込数 960人(小学校6校含む) ●令和4年度 講座開催数 15回 受講者見込数 960人(小学校6校含む) ●令和5年度 講座開催数 5回 受講者見込数 150人	●令和3年度 講座開催数 10回 受講者数 504人(小学校5校含む) ●令和4年度 講座開催数 6回 受講者数 148人(小学校1校含む) ●令和5年度 講座開催数 3回 受講者数 81人	C	今後も認知症サポーター養成講座は継続して実施していくが、内容と開催時間の規定があることから、形にとらわれず、地域や企業等のニーズに合わせた講座や、企業の研修支援などを柔軟な内容で開催した。 (令和5年度 理解増進に関する企画15回、545人)
②【コグニサイズ教室の実施】 身近な場所で継続して認知症の予防に取り組めるよう支援を行います。また、認知症予防は「認知症になるのを遅らせること」や「進行を緩やかに遅らせること」と捉え、その取組を進める。	令和3年度 ②【コグニサイズ教室の実施】 脳トレと運動を組み合わせた運動プログラム「コグニサイズ教室」を開催し、地域でコグニサイズを普及する。 令和4年度、5年度 ②【脳とからだのトレーニング教室】 公文学習教材やコグニサイズなどの認知機能低下予防のプログラム、体操やレクリエーションを行い、脳と身体を活性化する認知症予防教室を実施する。	●令和3年度(コグニサイズ教室) 開催場所 2会場 参加延人数 540人 ●令和4年度(脳とからだのトレーニング教室) 開催場所 6会場 参加延人数 1,440人 ●令和5年度 開催場所 7会場 参加延人数 1,680人	●令和3年度(コグニサイズ体験教室) 開催場所 2会場 参加延人数: 214人 ●令和4年度(脳とからだのトレーニング教室) 開催場所 6会場 参加延人数 807人 ●令和5年度 開催場所 7会場 参加延人数 1,010人	B	新型コロナウイルス感染症による外出制限の影響を受けたが、徐々に社会参加の機会が回復し、5年度には予定した7会場すべてが開講できた。

【基本方針Ⅳ 支援が必要となったときの介護サービス】

第8期介護保険事業計画に記載の内容			R5年度(年度末実績)		
現状と課題	第8期における具体的な取組	目標(事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
①【介護給付適正化事業】 不適切な給付を削減し、介護給付費や介護保険料の増大を抑制するため、今後も継続して実施していく必要がある。	・要介護認定の適正化	・認定調査員の内部研修実施回数 ●令和3年度目標 12回 ●令和4年度目標 12回 ●令和5年度目標 12回	・認定調査員の内部研修実施回数 ●令和3年度実績 12回 ●令和4年度実績 12回 ●令和5年度実績 12回	—	—
	・ケアプランチェック	・ケアプランチェック実施件数 ●令和3年度目標 11件(3事業所) ●令和4年度目標 15件(4事業所) ●令和5年度目標 20件(8事業所)	・ケアプランチェック実施件数 ●令和3年度実績 11件(3事業所) ●令和4年度実績 15件(4事業所) ●令和5年度実績 20件(8事業所)	A	—
	・住宅改修実態調査	・疑義が生じた場合に実施することとしているため、目標は定めない。	各年度実施にいたらず	—	—
	・医療情報との突合・縦覧点検	・医療情報との突合・縦覧点検実施回数 ●令和3年度目標 月1回 ●令和4年度目標 月1回 ●令和5年度目標 月1回	・医療情報との突合・縦覧点検実施回数 ●令和3年度実績 月1回 ●令和4年度実績 月1回 ●令和5年度実績 月1回	—	—
	・介護給付費通知	・介護給付費通知対象月数 ●令和3年度目標 12か月 ●令和4年度目標 12か月 ●令和5年度目標 12か月	・介護給付費通知対象月数 ●令和3年度実績 12か月 ●令和4年度実績 12か月 ●令和5年度実績 12か月	—	—
②【地域密着型サービス事業所等への実地指導】 ●令和2年度以降、新型コロナウイルスの影響により、実地指導が未実施となっている。	・地域密着型サービス事業所等への実地指導	・地域密着型サービス事業所への実地指導の再開 ●令和5年度目標 27事業所	・地域密着型サービス事業所への実地指導の再開 ●令和5年度実績 27事業所	A	新型コロナウイルスの影響で実施延期となっていた事業所について、令和5年度に一举に実地指導を行うことができた。引き続き、定期的な実地指導によって給付適正化に努める。

【基本方針Ⅴ 住み慣れたまちで最期まで】

第8期介護保険事業計画に記載の内容			R5年度(年度末実績)		
現状と課題	第8期における具体的な取組	目標(事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
①【在宅医療・介護サポートセンター事業】 在宅医療・介護サポートセンターを設置し、医療と介護、市民の橋渡し役となれるよう医療・介護関係者と地域のめざすべき姿を共有するとともに、医療を必要とする高齢者やその家族が適切なサービスを選択できるように普及啓発に取り組む。	・相談事業 ・在宅医療普及啓発市民講演会の実施	●令和3年度目標 相談件数 50件 啓発事業 講演会1回 参加人数 200人 ●令和4年度目標 相談件数 50件 啓発事業 講座3回 参加延べ人数 150人 ●令和5年度目標 相談件数 50件 啓発事業 講座3回 参加延べ人数 150人	●令和3年度実績 相談件数 14件 啓発事業 講演会1回 120人 ●令和4年度実績 相談件数 38件 啓発事業 講座3回 参加延べ人数 49人 ●令和5年度実績 相談件数 40件 啓発事業 講座3回 参加延べ人数 88人	B	サポートセンターの相談件数は目標を下回っているが、市民や専門職からの相談は在宅調整に限らず多岐に渡っており、相談窓口としての機能は果たしている。 啓発事業は、R4年度の市民講座のアンケート結果をもとに、より市民の関心の高いテーマを3回に分けて実施した。 今後は、ホームページの充実やチラシの作成、医療機関への訪問を通じ広報にも力を入れていく。また市民講座については、人生会議（アドバンス・ケア・プランニング）や意思決定支援、事前指示書の普及に関する講座を実施するとともに、地域への出前講座による啓発を進める。
②【在宅医療・介護連携ICTシステム（だし丸くんネット）の再構築と広域化】 在宅医療と介護が一体的に提供される多職種連携のチームケアを推進する。また、これまで進めてきた顔の見える関係づくりや、情報共有の体制整備を基盤とした多職種連携を拡充し、切れ目のないケアを提供する体制を進める。 令和3年1月に新システムを運用開始。 <参考> 旧システム（R2.11.30時点） 対象患者数 92人 参加機関数 76機関	自宅での療養を希望する高齢者のために、チームケアを行う医療・介護の関係者が素早く必要な情報をやり取りできるICTシステムを再構築する。また、このシステムを県内で利用できるよう広域連携に取り組む。	●令和3年度目標 対象患者数 128人 参加機関数 96機関 ●令和4年度目標 対象患者数 135人 参加機関数 110機関 ●令和5年度目標 対象患者数 135人 参加機関数 130機関	愛知県内49市町村との広域連携名古屋大学循環器内科院外連携ネットワーク（NUCAN）との連携 ●令和3年度実績 対象患者数 122人 参加機関数 100機関 ●令和4年度実績 対象患者数 113人 参加機関数 119機関 ●令和5年度実績 対象患者数 112人 参加機関数 135機関	A	だし丸くんネットの導入により、専門職間の素早い情報共有と大学病院、地域の基幹病院、他自治体との広域的なネットワーク連携が実現した。 対象患者数は微減しつつも横ばい。一方、参加機関数は増加し、専門職間のプロジェクト機能（掲示板機能）の活用を進めることができた。 今後は、多職種によるチームケアでの活用促進を図る。

【基本方針Ⅰ 元気にいきいきと暮らす】

第9期介護保険事業計画に記載の内容			R6年度（年度末実績）		
現状と課題	第9期における具体的な取組	令和6年度目標（事業内容、指標等）	実施内容	自己評価	課題と対応策
（１）生きがいづくりと社会参加の促進 高齢者が年を重ねても元気にいきいきと暮らせるように地域での活動や就労を通じて長年培った知識や経験を活かした活動ができるよう支援している。 定年延長や趣味のサークルなど高齢者の居場所の多様化により選択肢が増えた影響で、老人クラブは年々会員数が減少し、シルバー人材センターの会員数は微増であることから、活動内容のＰＲや新たな就業機会の拡大等により新規会員登録を促進していく必要がある。	【老人クラブ】 活動内容のＰＲ、新規会員登録促進の支援 【シルバー人材センター】 就業機会の拡大、新規会員登録の促進支援	【老人クラブ】 目標会員数3,128人 【シルバー人材センター】 目標会員数570人			
（２）介護予防の推進 【脳とからだのトレーニング教室】 公文学習教材やコグニサイズなどの認知機能低下予防プログラム、体操やレクリエーションを行い、脳と身体を活性化する認知症予防教室の実施。	公文学習教材やコグニサイズなどの認知機能低下予防プログラム、体操やレクリエーションを行い、脳と身体を活性化する認知症予防教室の実施。	開催会場 6会場 参加延人数 1,440人			
【通所型サービスB（地域支え合い型）】 ボランティアグループが体操、レクリエーションを行い、要支援の認定を受けた方などが機能回復のために参加する場合へ補助金を交付する。	ボランティアグループが体操、レクリエーションを行い、要支援の認定を受けた方などが機能回復のために参加する場合へ補助金を交付する。	補助交付見込 85団体			
【通所型サービスC（運動特化型）事業の実施】 リハビリ専門職による短期集中の運動機能向上プログラムを提供し、心身機能の維持・改善を目指します。	リハビリ専門職による短期集中の運動機能向上プログラムを提供し、心身機能の維持・改善を目指します。	利用延べ人数 1,530人 実施事業所数 14事業所			

【基本方針Ⅱ 年を重ねても安心して暮らす】

第9期介護保険事業計画に記載の内容			R6年度（年度末実績）		
現状と課題	第9期における具体的な取組	令和6年度目標（事業内容、指標等）	実施内容	自己評価	課題と対応策
（１）安心して暮らし続けるための支援 高齢者が地域で安心して暮らすためには、生活に必要なサービスを検討実施することが必要であるため、配食やごみの訪問収集など、生活支援と安否確認等を目的としてサービスを提供している。病状の回復等により必要なくなる場合もあるため、一定期間経過後の再アセスメントをしつつ、サービス終了となった高齢者についても、必要に応じて見守りを行う必要がある。	必要な高齢者が適切にサービスを受けられるように周知を行う。また、申請時の身体状況等を確認しつつ、必要に応じて再アセスメントを行う。また、企業等と締結している「半田市地域見守り活動に関する協定」などにより高齢者の見守りを行う。	目標値は設定しない			
（２）住民相互の支え合い 高齢者の生活をさせるためには、医療・介護の分野だけでなく身近な住民同士がちょっとした助け合いや見守り等を行いやすい仕組みづくりが必要である。	生活支援コーディネーターを配置し、介護予防・生活支援協議会（第１層・第２層）の開催・運営など、地域組織やボランティア、民間企業の地域貢献事業など多様な主体が介護予防・生活支援サービスを提供できる地域の活動を推進・促進する。	住民、ボランティア、地域の助け合い組織などによって生活支援や介護予防が提供される地域づくりを目指し、生活支援コーディネーターを中心に地域課題、ささあいの活動の推進を行う。			
（３）地域における見守りと災害支援 地域での日ごろからの見守りや災害時の支援体制など、様々な場面を想定し、誰もが安心して暮らせる環境づくりが必要である。	企業等との見守り協定や、行方不明者の探索など、地域で安心して暮らすことができる環境を整備に努める。	目標値は設定しない			
	高齢者や障害のある方など、災害時に安心して避難できるよう、災害時避難行動要支援者支援制度充実や福祉避難所等の体制を整備する。	災害時避難行動要支援者支援制度の充実 福祉避難所等の整備を推進する			

【基本方針Ⅲ 認知症になったときも支えあいながら共に生きる】

第9期介護保険事業計画に記載の内容			R6年度（年度末実績）		
現状と課題	第9期における具体的な取組	令和6年度目標（事業内容、指標等）	実施内容	自己評価	課題と対応策
（１）市民の理解増進 できるだけ多くの市民に認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めてもらうため、様々な企画を通して地域の幅広い世代に理解の増進を図る。	認知症をテーマとする市民向け講演会等の啓発イベント等により認知症について正しい知識を普及啓発する。 ・はんだ認知症キラキラオレンジフェス 開催回数 1 回、参加延人数 100人 ・地域への出前講座 講座開催回数16回、参加延人数 580人 ・はんだオレンジフーフプロジェクト ・認知症安心ガイドブックの作成、周知 ・地域への出前講座				
	【認知症サポーター養成講座】 認知症を正しく理解し見守る応援者である認知症サポーターを養成する。	認知症サポーター養成講座 開催回数 5 回 参加延人数 100人			
（２）社会参加の支援と相談体制の充実 認知症の人と家族等の視点を取り入れながら、認知症の人でも地域に参画できる機会をサポートする。また、不安な気持ちを受け止め、地域において安心して暮らせるよう相談体制の充実、周知に取り組む。	【認知症の人と家族支援】 「ご家族応援プロジェクト」として認知症カフェ等と連携し、初期の認知症の人やその家族を中心に、介護・認知症の基本的な知識と不安を和らげる交流の場、個別相談の場を設ける。	交流・個別相談の場 開催回数 9 回 参加延人数 90人			

【基本方針Ⅳ 支援が必要となったときも安心して利用できる介護保険サービス】

第9期介護保険事業計画に記載の内容			R6年度（年度末実績）		
現状と課題	第9期における具体的な取組	令和6年度目標（事業内容、指標等）	実施内容	自己評価	課題と対応策
（１）介護保険サービスの供給体制の整備 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、地域密着型サービスの充実や、施設整備を推進し、サービスの供給体制を確保する必要がある。	施設整備計画に基づく体制整備	施設整備計画に基づく体制整備：第9期介護保険事業計画期間中に必要な整備を行う。			
（２）介護給付の適正化 今後も介護サービスの利用増加が見込まれる中、介護給付費や介護保険料の増大を抑制するため、給付内容をチェックし、適切な介護サービスを維持確保する必要がある。	認定調査状況チェック	・委託による認定調査の事後点検実施率：100% ・認定調査員のe-ラーニングシステムにおける全国テスト受講率：100%			
	ケアプランチェックの実施	国保連からリストアップされた事業所の点検実施率：100%			
	医療情報との突合・縦覧点検	国が費用対効果が高いとして提示した6帳票の点検実施率：100%			
（３）介護人材の確保・定着 少子高齢化が進む中、介護保険制度を持続させていくためには人材の確保が重要である。人材確保及び離職予防の方策を検討する必要がある。	・地域包括ケアシステム部会の開催・運営 ・介護人材の確保・定着のため、資格取得・更新に係る公的補助制度の検討 ・介護職の新規就労等支援及び事業所の連携強化	地域包括ケアシステム部会の開催 3回／年 介護人材フォーラム等の開催 1回／年			

【基本方針Ⅴ 住み慣れたまちで最期まで暮らす】

第9期介護保険事業計画に記載の内容			R6年度（年度末実績）		
現状と課題	第9期における具体的な取組	令和6年度目標（事業内容、指標等）	実施内容	自己評価	課題と対応策
（１）在宅医療と介護の連携推進 在宅療養を必要とする高齢者、医療や介護に関わる専門職からの多様な相談に応じている。今後はホームページの充実やチラシの作成など、広報にも力を入れていく。 人生会議（アドバンス・ケア・プランニング）の普及については、関心のある市民だけでなく、自分ごととして捉えられるよう、幅広い世代に向けた普及啓発に取り組む。	【在宅医療・介護サポートセンター運営】 医療と介護の両方が必要になったときに、住み慣れた場所で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるよう、在宅医療と介護が一体的に提供される多職種連携を推進する。 また、本人やその家族が自ら適切な支援やサービスを選択できるよう、普及啓発に取り組む。	令和6年度目標 相談件数 50件 啓発事業 講座1回 参加延べ人数 100人			
（２）権利擁護に向けた取組み 高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会を設置し、関係機関等の連携強化し対応マニュアルの作成や、困難事例の対応等について協議している。高齢者虐待の防止や早期発見をするために高齢者虐待について市民に周知する必要がある。また、施設職員からの虐待を防止するため、職員に虐待に関する知識や理解を深めてもらう必要がある。	一般市民向けの講演会を開催し、高齢者虐待について学ぶことで虐待防止や早期発見を図る。また施設職員向けの研修会を実施し、虐待に関する知識や理解を深めることで虐待防止を図る。	目標設定しない			

半田市の地域包括支援センターの今後の運営について

1. 地域包括支援センターの概要

地域包括支援センターは、高齢者の心身の健康保持及び生活安定のために必要な援助を行う中核機関として、介護保険法により設置が義務づけられているもので、高齢者の人口（概ね 3,000～6,000 人を 1 ユニットとする）に応じて、3つの専門職（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）を配置することが規定されている。また、センターの運営は、市町村の直営、又は委託を受けた法人等により運営することとされており、本市では、半田市社会福祉協議会が市内全域（5ユニット＝中学校区）を担っている。

2. 半田市の地域包括支援センターの現状

地域包括支援センターの業務は、高齢者数の増加と伴に新規相談件数が年々増加し、多世代にわたる複雑化したケースや緊急対応等の件数も増加している。

また、今後団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年が近づく中、地域に根差した日常生活圏域（中学校区）単位での地域包括支援センター設置が望ましいとされている。

3. 半田市の地域包括支援センターの今後の運営について

(1) 令和 7 年度より、包括支援センター運営委託の対象地区を分割し、青山地区（1 ユニット）を新法人へ委託する。その後、センター運営の安定化及び自立的な業務遂行体制の構築しながら、新たな運営法人を増やしていきたい。

※令和 8 年度以降の新法人については未定

(2) 令和 8 年度に高齢者人口が 3 万人を超えることが予想されているため、1 ユニット増やし、6 ユニット 18 名で運営する。

6 ユニットとなった際の運営方法（圏域及び配置人数等）については、包括支援センター運営協議会にて協議する。

日常生活圏域	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)
亀崎	社協	社協	社協	社協	社協
乙川		社協	社協 開設準備	開設 新法人	
半田		社協	社協	社協	社協
成岩		社協	社協 開設準備	開設 新法人	
青山		社協 開設準備	開設 新法人		

【参考】 高齢者の地区別人口（中学校区）（令和 5 年 4 月末日現在）

亀崎	乙川	半田	成岩	青山	合計
3,394 人	7,541 人	7,599 人	5,308 人	5,575 人	29,417 人